

## 指標 6.3.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 6.3.1** 安全に処理された家庭排水及び産業排水の割合

**ターゲット 6.3** 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

**ゴール 6** 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

本指標（污水处理人口普及率）は、污水处理施設（下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等）の普及状況を表すものであり、下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併処理浄化槽等を利用している人口を加えた値を、総人口で除すことで算出される。

#### ○ 概念

污水处理施設とは、汚水を管渠で処理場に集めて処理する下水道や農業集落排水等の集合処理、各家庭で個別に処理する浄化槽からなる。

下水道とは、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体である。

農業集落排水施設とは、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設である。

合併処理浄化槽とは、し尿と生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）を各家庭で個別に処理する施設である。

#### ○ 根拠及び解釈

ターゲットである未処理の排水の割合の半減を達成するためには、污水处理施設の整備等により、生活及び事業活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除、適切に処理することが重要であり、本指標は污水处理施設の普及状況を適切に把握できると考えられるため。

### データソース及び収集方法

国土交通省、農林水産省、環境省は、各々が所管する下水道、農業集落排水

施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を合同で調査し、統一的な指標である汚水処理人口普及率を毎年公表している。

### 算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法  
汚水処理人口普及率 =  
(下水道処理人口 + 農業集落排水等処理人口 + 合併処理浄化槽等人口) / 総人口 (住民基本台帳人口)
  
- コメントと限界  
本指標には、安全に処理された産業排水の割合は含まない。

### データの詳細集計

なし

### 参考

汚水処理施設を所管している農林水産省、環境省、国土交通省の HP において汚水処理人口普及率を公表している。

(国土交通省 HP)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000455.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000455.html)

(農林水産省 HP)

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/seibi/200904.html>

(環境省 HP)

<https://www.env.go.jp/press/108379.html>

### データ提供府省

国土交通省、農林水産省、環境省

### 関連政策府省

国土交通省、農林水産省、環境省

### 担当国際機関

世界保健機関 (WHO)、国連人間居住計画 (UN-Habitat)、国連統計部 (UNSD)